平成２８年（フ）第２１６号
茨城県ひたちなか市大字東石川1293番地２　アルカディアⅡ105号
破産者　野呂　愼豪
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６１号
群馬県高崎市上中居町423番地２　藤コーポ２－Ｃ号
破産者　戸張　晴久
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第８０号
群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺89番地
破産者　富岡　千秋
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第８１号
群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺89番地
破産者　富岡　和代
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第８４号
群馬県高崎市上佐野町1096－１　上佐野県営住宅1985－Ｄ棟1907号室、開始決定時の住所群馬県高崎市中居町３丁目６番地13
破産者　松村　茂充
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第８５号
群馬県高崎市上佐野町1096－１　上佐野県営住宅1985－Ｄ棟1907号室、開始決定時の住所群馬県高崎市中居町３丁目６番地13
破産者　松村　晴美
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１０８号
群馬県高崎市中居町３丁目23番地11
破産者　金田　竹人
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１２８号
群馬県高崎市貝沢町1135番地１　ＢＭ101号
破産者　小此木賢治
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１２９号
群馬県高崎市貝沢町1135番地１　ＢＭ101号
破産者　小此木あや子
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１３８号
群馬県藤岡市浄法寺1881番地６　御嶽養護老人ホーム、住民票上の住所群馬県藤岡市藤岡113番地３
破産者　高橋　敏男
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１４０号
群馬県太田市龍舞町1969番地、現在の居所群馬県高崎市旭町46－２　高砂ハイツ1004
破産者　小内　一郎
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１７１号
群馬県高崎市中泉町318番地33
破産者　古市　英夫（旧姓設樂）
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４５０号
埼玉県川越市大字笠幡4902番地３（レオパレスコル　レオニスⅠ104号室）
破産者　松本　泰宏
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７７３号
横浜市旭区金が谷２－14－３、破産手続開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区初音ケ丘21番10号
破産者　中務　健二
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０２５号
横浜市旭区白根２丁目43番６－101号
破産者　高橋　　栄
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２５号
神奈川県藤沢市大鋸３－11－５　ペンギンビレッジ203、住民票上の住所神奈川県平塚市横内3824番地　県営横内アパート17－206
破産者　上之園勝文
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第９号
新潟県新発田市切梅830番地
破産者　石坂　茂樹
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第５８号
長野県佐久市春日4858番地、居所長野県上田市塩川3057－１　医療法人清泰会メンタルサポートそよかぜ病院
破産者　比田井憲昭
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部